



愛南町告示第 78 号

令和 8 年 8 月 24 日付けで、水難救護法(明治 32 年法律第 95 号)第 24 条第 1 項の規定に基づき漂流物を拾得した者から、その物件の引渡しを受けたので、同法第 25 条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告します。

なお、漂流物を所有者に引き渡しますので、心当りの方は愛南町役場建設課まで申し出てください。

令和 8 年 8 月 31 日

愛南町長 中 村 維 伯



1 漂流物(引渡しを受けた物件) 漁船

- (1)船名 (不明)
- (2)船種 漁船
- (3)船質 F R P 製
- (4)総トン数 (不明)
- (5)長さ 7.00m
- (6)幅 1.90m
- (7)深さ 0.70m
- (8)船体色 白

2 拾得年月日 令和 8 年 8 月 24 日午前 9 時頃

3 拾得場所 愛南町岩水 32 番地先

4 保管場所 愛南町御荘平城 4073 番 1

5 その他 告示後 6 か月が経過し、引渡し申出がない場合は、処理を行います。